



島根県報

平成22年 5 月 25 日 (火)

第 2, 1 9 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
保安林指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟鳥獣捕獲禁止区域の 指定に係る公聴会の開催	(")	4

告 示**島根県告示第369号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成22年 5 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
土井 浩二	神経内科	総合病院松江生協病院	松江市西津田8丁目8番8号	平成22年4月30日
宮石 浩人	消化器内科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	平成22年4月30日
飛田 博史	肝臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成22年4月30日
久良木 隆繁	呼吸器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成22年4月30日
深澤 郁雄	整形外科	医療法人沖繩徳洲会出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964-1	平成22年4月30日
中右 博也	脳神経外科	医療法人沖繩徳洲会出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964-1	平成22年4月30日
和崎 秀二	消化器科	医療法人好生堂和崎医院	鹿足郡津和野町後田口405	平成22年4月30日

島根県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 5 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市八雲町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 石倉 徳章 松江市八雲町東岩坂1434番地
- 小早川富夫 松江市八雲町東岩坂991番地2
- 矢野 秀行 松江市八雲町日吉78番地
- 石原 英夫 松江市八雲町東岩坂268番地
- 渡部 好美 松江市八雲町東岩坂1637番地
- 石倉 聡 松江市八雲町西岩坂1268番地
- 石原 昭夫 松江市八雲町西岩坂1186番地
- 石倉 豊 松江市八雲町西岩坂42番地
- 須山 穰 松江市八雲町熊野141番地1
- 藤田 彰裕 松江市八雲町熊野664番地
- 藤原 誠 松江市八雲町熊野841番地
- 安達 時雄 松江市八雲町熊野2300番地

稲垣多留夫 松江市八雲町熊野1166番地

勝部 峯伴 松江市八雲町平原1070番地

監事

長島 謙 松江市八雲町西岩坂1579番地

安達 義人 松江市八雲町熊野2950番地

三島 剛実 松江市八雲町平原45番地

2 就任年月日

平成22年 4月20日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

石倉 徳章 松江市八雲町東岩坂1434番地

小早川富夫 松江市八雲町東岩坂991番地 2

矢野 秀行 松江市八雲町日吉78番地

石原 英夫 松江市八雲町東岩坂268番地

渡部 好美 松江市八雲町東岩坂1637番地

石倉 聡 松江市八雲町西岩坂1268番地

石倉 恒巳 松江市八雲町西岩坂646番地

石倉 豊 松江市八雲町西岩坂42番地

須山 穰 松江市八雲町熊野141番地 1

藤田 彰裕 松江市八雲町熊野664番地

土谷 昭治 松江市八雲町熊野725番地 1

安達 幸彦 松江市八雲町熊野1971番地 4

安達 操 松江市八雲町熊野1264番地

今岡 洋 松江市八雲町平原290番地

監事

長島 謙 松江市八雲町西岩坂1579番地

安達 義人 松江市八雲町熊野2950番地

三島 剛実 松江市八雲町平原45番地

島根県告示第371号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 5月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年 8月29日農林水産省告示第1296号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第372号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条第2項の規定により告示する。

平成22年 5 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

月 日	時 間	場 所	案 件
6 月17日	19時から	浜田市旭町今市637番地 浜田市旭支所	旭北中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について
6 月24日	19時から	浜田市三隅町三隅1434番地 浜田市三隅支所	三隅第3キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定について